

第 241 回  
神奈川県都市計画審議会  
議事録

令和 5 年 2 月 3 日（金）  
神奈川県庁本庁舎 3 階 大会議場

## 議 事 経 過

### <開会>

#### 【高見沢議長】

ただいまから、第 241 回神奈川県都市計画審議会を開会いたします。

はじめに、本日の定足数でございますが、委員総数 30 名の内 22 名の委員の方が出席されておりますので、過半数に達しており、条例に定める定足数に達しています。

ここで、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。沼尾波子委員及び岩井新一委員をお願いいたします。

それでは、案件の審議に入ります。

本日御審議いただく案件は、お手元の案件表に記載のとおり、3 件でございます。

また、案件の審議終了後に、報告事項が 1 件ございます。内容は、「第 8 回線引き見直しに向けた取組について」でございます。

議第 4395 号「秦野都市計画区域区分の変更（西大竹地区）」、及び議第 4396 号「大井都市計画区域区分の変更（諏訪地区）」については、隣接する市町による一体的なまちづくりが行われることから、2 案件まとめて審議をお願いします。それでは、幹事から説明をお願いします。

#### 【五十嵐幹事】

それでは、議第 4395 号「秦野都市計画区域区分の変更（西大竹地区）」及び議第 4396 号「大井都市計画区域区分の変更（諏訪地区）」について、御説明いたします。なお、両地区は隣接しており、今回の区域区分の変更により一体的にまちづくりが行われます。

お手元の議案書、図面集ともに、1 ページからとなりますが、説明は右上に「審議事項説明資料①」と記載のある資料を中心に、進めさせていただきます。なお、会場のスクリーンにも同じものを映しております。

資料の 2 ページを御覧ください。

本日、御審議いただくのは、赤い丸で示した秦野市西大竹地区と中井町諏訪地区です。本案件は、第 7 回線引き見直しにおいて保留区域に設定していた西大竹地区及び諏訪地区を市街化調整区域から市街化区域に編入するものです。秦野市西大竹地区は黄色で示した秦野都市計画区域に、中井町諏訪地区は緑色で示した大井都市計画区域に含まれております。

資料の 3 ページを御覧ください。

最初に、位置関係について説明いたします。秦野市と中井町との市町境を中心とした位置図を示しています。黄色で着色された区域が秦野市域であり、緑色で着色された区域が中井町域です。秦野市及び中井町の東側は伊勢原市、平塚市、南側は二宮町、小田原市、西側は大井町に接しています。図の上側に二重丸でお示ししているのが秦野市役所、図の下側に丸でお示ししているのが中井町役場です。また、図の中央にある秦野市と中井町との市町境上に赤枠でお示ししているのが、今回、区域区分を変更しようとする西大竹地区及び諏訪地区です。両地区の北側には紫色で示した東名高速道路が配置されており、両地区に隣接する位置に秦野中井インターチェンジがあります。そのほか、両地区の西側に接して、茶色で示した都市計画道路秦野二宮線が配置されています。次に、西大竹地区及び諏訪地区を中心に拡大します。

資料の 4 ページを御覧ください。

図の中央部、赤枠の北側が、秦野市西大竹地区、約 3.4 ヘクタールです。また、図の中央部、赤枠の南側が、中井町諏訪地区、約 7.8 ヘクタールです。両地区に接する

都市計画道路として西側に4車線の秦野二宮線が配置されています。東名高速道路秦野中井インターチェンジから両地区までは、秦野二宮線を通ることでアクセスできます。なお、赤枠の北側では、茶色の斜線で示した都市計画道路厚木秦野道路の整備が進められており、交通利便性の更なる向上が見込まれています。

資料の5ページを御覧ください。

令和元年10月に撮影された空中写真を示しています。次に、現在の土地利用状況が分かるよう、西大竹地区及び諏訪地区を拡大します。

資料の6ページを御覧ください。

両地区の土地利用の現況については、農地が約5割、山林が約2割、道路が約2割であり、そのほかは宅地などとなっています。両地区周辺の土地利用については、北側は東名高速道路、東側は農地、南側は住宅地、西側は既存の工業団地である「グリーンテクなかい」となっております。

資料の7ページを御覧ください。

次に、秦野市西大竹地区に関する上位計画の位置付けを説明いたします。「秦野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の「地域毎の市街地像」、「新市街地ゾーン」において、「南地区周辺においては、隣接する中井町との連携による産業形成を図るため、必要な産業業務施設集積地の整備について、農林漁業との調整を図りながら、検討を行っていく。」としています。

資料の8ページを御覧ください。

さらに、「市街化調整区域の土地利用の方針」において、「南地区周辺については、工業地として、産業フレームの範囲内で計画的市街地整備の検討を進め、その事業の実施の見通しが明らかになった段階で、農林漁業との必要な調整を行ったうえ、市街化区域に編入するものとする。」としています。

資料の9ページを御覧ください。

また、「秦野市都市マスタープラン」の位置付けについては、「南地区まちづくり方針」において、「秦野中井インターチェンジ隣接地では、新たな産業拠点集積を図るため、計画的な市街地整備を促進します。」とされています。

資料の10ページを御覧ください。

次に、中井町諏訪地区に関する上位計画の位置付けを説明いたします。「大井都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の「地域毎の市街地像」において、「中井町の北東部については、立地を活かし、農林漁業との調整を図りながら、物資の流通施設や工業地の整備について、検討を行う。」としています。

資料の11ページを御覧ください。

さらに、「市街化調整区域の土地利用の方針」において、「中井町の北東部については、工業地として、産業フレームの範囲内で計画的市街地整備の検討を進め、その事業の実施の見通しが明らかになった段階で、農林漁業との必要な調整を行ったうえ、市街化区域へ編入するものとする。」としています。

資料の12ページを御覧ください。

また、「中井町都市マスタープラン」の位置付けについては、「土地利用の方針」、「新規産業地の形成」において、「本町の産業立地需要のポテンシャルを活かし、諏訪地区において新たな産業用市街地の形成を目指します。」とされています。

資料の13ページを御覧ください。

次に両地区の調整状況ですが、道路、公園等の配置や建築物の用途などを示した「土地利用計画案」及び設計概要や資金計画を示した「事業計画案」に関し、地権者との合意形成が図られたことから、両地区を一体で整備する土地区画整理組合の設立認可を受けられる見込みとなりました。このことにより、両地区の計画的な市街地整

備の見通しが明らかとなったため、農林漁業など、関係機関との調整を行い、今回、秦野市西大竹地区約3.4ヘクタール及び中井町諏訪地区約7.8ヘクタールを市街化区域に編入しようとするものです。

資料の14ページを御覧ください。

次に、土地利用計画案の概要について説明いたします。赤枠で示している秦野市西大竹地区及び中井町諏訪地区は、インターチェンジに隣接し、幹線道路が配置されていることから、流通業務施設や製造業の工場などの立地を想定した産業用地として土地利用を図ることとしています。なお、中井町諏訪地区の東側で、黄緑色で着色した区域においては、土地区画整理事業の造成工事と一体で土地改良事業を実施する計画であり、農業用地として土地利用を図ることとしています。赤枠で示した両地区では、土地区画整理事業において、灰色で示した区画道路や、緑色で示した公園などの土地利用を図ることとしています。黄色で示した住宅用地は、既存住宅の集約を図ることとしています。また、今後の土地区画整理事業の進捗に併せ、地区計画に、建築物の高さや壁面の位置の制限などを定めることにより、周辺農地、住宅地に配慮した土地利用を図る予定です。

資料の15ページを御覧ください。

次に、用途地域について説明いたします。今回、用途地域は、区域区分の変更に併せて、秦野市及び中井町が決定します。土地区画整理事業による基盤整備が進み、具体的な土地利用がより詳細に定まるまでの間、暫定的に、「工業専用地域」を指定することとしています。

資料の16ページを御覧ください。

以上、秦野都市計画区域区分の変更及び大井都市計画区域区分の変更についてとりまとめますと、現在、秦野市西大竹地区及び中井町諏訪地区は市街化調整区域ですが、今回、赤色で着色した市街化区域の範囲に、赤枠で示した両地区を新たに編入しようとするものです。

資料の17ページを御覧ください。

秦野都市計画の市街化区域の面積は、3.4ヘクタール増加し、2,441ヘクタールとなります。このため、市街化調整区域の面積は、3.4ヘクタール減少し、7,935ヘクタールとなります。

資料の18ページをご覧ください。

大井都市計画の市街化区域の面積は、7.8ヘクタール増加し、581ヘクタールとなります。このため、市街化調整区域の面積は、7.8ヘクタール減少し、2,856ヘクタールとなります。

資料の19ページを御覧ください。

秦野市決定の関連案件は、用途地域の変更、地区計画の決定の2案件あり、これらの案件については、令和5年1月26日開催の秦野市都市計画審議会において、可決の答申がなされています。

資料の20ページを御覧ください。

中井町決定の関連案件は、用途地域の変更、下水道の変更、地区計画の決定の3案件あり、これらの案件については、令和5年1月18日開催の中井町都市計画審議会において、可決の答申がなされています。

資料の21ページを御覧ください。

最後に、縦覧等の手続きについて説明いたします。秦野都市計画区域区分の変更及び大井都市計画区域区分の変更について、都市計画素案の閲覧とともに、公述の受付を、令和4年8月9日から同月30日まで行ったところ、公述の申出はありませんでした。また、都市計画案の縦覧とともに、意見書の受付を、令和4年12月6日から

同月 20 日まで行ったところ、意見書の提出はありませんでした。

以上で、議第 4395 号「秦野都市計画区域区分の変更（西大竹地区）」及び議第 4396 号「大井都市計画区域区分の変更（諏訪地区）」についての説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

#### 【高見沢議長】

ただいま、幹事から、議第 4395 号及び 4396 号の説明がございましたが、何か御意見、御質問等がございましたら、挙手をお願いします。

ないということですので、採決に入りたいと思います。

それでは議第4395号及び4396号を原案通り可決してよいでしょうか。御異議がある場合は、挙手をお願いいたします。

#### 【高見沢議長】

ありがとうございます。異議なしということで、議第4395号及び4396号は原案どおり可決いたしました。

続きまして議第4397号「秦野都市計画道路の変更（3・4・15号菩提横野線）」につきまして、幹事の説明を求めます。

#### 【五十嵐幹事】

それでは、議第4397号「秦野都市計画道路の変更（3・4・15号菩提横野線）」について、御説明いたします。

お手元の議案書は13ページ、図面集は5ページからとなりますが、説明は、右上に「審議事項説明資料②」と記載のある資料により、進めさせていただきます。なお、会場のスクリーンにも同じものを映しております。

資料の2ページを御覧ください。

はじめに、菩提横野線の位置関係について説明いたします。秦野市を中心とした位置図を示しています。黄色で着色された区域が、秦野市域です。秦野市の東側は厚木市、伊勢原市、南側は平塚市、中井町、大井町、西側は松田町、北側は山北町、清川村に接しています。市城南東部に二重丸でお示ししているのが、秦野市役所です。市域の中央部を東西方向に横断するように紫色の線でお示ししているのが、新東名高速道路です。新東名高速道路の秦野丹沢スマートインターチェンジのすぐ右、赤色の太線でお示しているのが、今回、御審議いただく菩提横野線です。

資料の3ページを御覧ください。

次に菩提横野線の概要について説明いたします。図の中央、赤い線でお示しているのが、今回、御審議いただく菩提横野線です。本路線の起点は、右側の工業団地入口交差点で、終点は、左側の秦野丹沢スマートインターチェンジ入口交差点となります。延長は、約1,280m、幅員は全線で16m、車線の数に2車線を計画しております。本路線は図左上の、令和4年4月に開通しました、秦野丹沢スマートインターチェンジへのアクセス性の向上や、既存周辺道路への交通需要の増加に対応するため、新たに都市計画決定するものです。また、本路線の南側では、秦野市において、新たなまちづくりが検討されており、このまちづくりを支える道路としても期待されています。

資料の4ページを御覧ください。

令和元年10月に撮影された空中写真です。図の中央、赤色の線でお示した区域が、今回、計画決定する菩提横野線の区域です。本路線周辺の土地利用の状況ですが、図の右、起点側には、一団の住宅地があり、住宅地から終点まで、一団の農地が広がっています。また、本路線の南側に沿う形で、水路幅約3mの矢坪沢が流れています。なお、本路線

は、起点側の一部で、県道705号（堀山下秦野停車場）が重複しており、県道と市道により構成される路線になるため、県が決定する案件となります。

資料の5ページを御覧ください。

次に、菩提横野線に関する上位計画の位置付けについて説明いたします。「秦野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の「都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」において、「主要な施設の配置の方針」が示されており、「既存の市街地、（仮称）秦野SAスマートインターチェンジを結ぶ新たな構想路線の計画の具体化を図る。」とされています。

資料の6ページを御覧ください。

「秦野市都市マスタープラン」では、地区別まちづくりの方針の「北地区まちづくり方針」において、「スマートインターチェンジへのアクセス性を高めるとともに、周辺部の構想路線の具体化を図ります。」とされています。

資料の7ページを御覧ください。

次に、菩提横野線の道路線形と幅員の考え方について説明いたします。道路線形の選定に当たっては、周辺の土地利用状況等を踏まえ、資料記載の3点を考慮しました。1点目は、図右側の薄い黄色で着色した一団の住宅地を可能な限り避けるよう考慮しました。2点目は、図中央から左側にかけて茶色で着色した一団の農地の分断を避けるとともに、本路線と一体的に整備する矢坪沢の水路線形との計画調整を図りました。3点目は、図左上の秦野丹沢スマートインターチェンジ入口交差点の安全性と円滑性を確保するため、県道と直角に交差するとともに、今回、併せて秦野市が決定する都市計画道路3・6・4号秦野丹沢スマートインター線とも整合を図りました。また、幅員構成につきましては、左下の横断面図のとおり、車線は片側3mの2車線、その両側に自転車通行帯1m、路肩0.5m、植樹帯1.5m、歩道2mとし、総幅員16mを計画しております。

資料の8ページを御覧ください。

次に、自転車通行空間の考え方について、説明いたします。はじめに、自転車通行帯の幅員についてです。道路構造令では、「自転車通行帯の幅員は、1.5m以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1mまで縮小することができる。」とされています。本路線については、地元住民の意見を踏まえ、資料記載のとおり、路線東側の住宅への影響を考慮するとともに、路線西側の農振農用地の保全や営農環境に配慮する必要があることから、やむを得ないと判断し、自転車通行帯の幅員を1mとしています。なお、周辺道路における自転車交通量については、資料記載のとおりです。次に、自転車の安全性を向上させるための工夫についてです。自転車通行帯の整備に当たっては、国が策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を参考に、路肩部分の排水構造物を工夫し、自転車通行空間を広く確保することを検討する予定です。

資料の9ページを御覧ください。

以上、菩提横野線についてとりまとめますと、種別は幹線街路、名称は3・4・15号菩提横野線、延長は約1,280m、車線の数2車線、幅員は16m、構造形式は地表式でございます。

資料の10ページを御覧ください。

関連する秦野市決定の案件については、用途地域の変更、道路の変更（3・6・4号秦野丹沢スマートインター線の追加）の2案件があります。用途地域については、市街化区域内において、菩提横野線の沿道にふさわしい用途として、第一種住居地域に変更するものです。これらの関連案件については、秦野市都市計画審議会が、令和5年1月26日に開催され、可決の答申がなされています。

資料の11ページを御覧ください。

最後に、縦覧等の手続について説明いたします。秦野都市計画道路の変更について、都市計画素案の閲覧とともに、公述の受付を、令和4年7月15日から8月5日まで行ったところ、公述の申出はありませんでした。また、都市計画案の縦覧とともに、意見書の受付を、令和4年12月6日から同月20日まで行ったところ、意見書の提出はありませんでした。

以上で、議第4397号「秦野都市計画道路の変更（3・4・15号菩提横野線）」についての説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

**【高見沢議長】**

ただいま、幹事から、議第4397号の説明がございましたが、何か御意見、御質問等がございましたら、挙手をお願いします。

では、奥委員をお願いします。

**【奥委員】**

スライドの7ページで御説明いただいた内容について、もう少し、詳細を教えてくださいただければと思うのですけれども。真ん中にあります②に、「農地への影響を考慮」されたということで、この茶色の部分を回避して道路線形を位置付けたということなのですが、この②の2行目に「矢坪沢水路整備との計画調整」という記述がございます。この対応をもう少し具体的に教えていただけますでしょうか。お願いいたします。

**【五十嵐幹事】**

7ページの図の②の部分の下側、南側に青い点線で示しているのが矢坪沢になります。こちらの水路整備を、今回の道路整備と一体で行っていく計画となっています。この矢坪沢については、砂防指定地と一部その畦畔につきまして、保安林がかかっております。この保安林につきましては、土砂流出防備保安林なのですけれども、安全性を向上させる水路整備を行うことによって、保安林を解除していく方向で調整をされていると聞いております。それで、この水路整備との位置関係を今回の道路線形選定に当たって、合わせて計画したということがございます。

**【奥委員】**

はい、分かりました。この「農地への影響を考慮」というのは、道路線形を考えた際にはそれを考慮されたけれども、水路の方と合わせて行うに当たって、道路が（農地の）南側に来るので、水路線形もそれに干渉しないように合わせた、という意味ですか。

**【五十嵐幹事】**

そうです。道路線形と水路線形を合わせて考えることで、水路整備における、斜面における植生の確保ですとか、環境面での配慮を行ったということがございます。

**【奥委員】**

水路整備は、主に防災目的でなされるということですね。

**【五十嵐幹事】**

はい、そのとおりです。

【奥委員】

既に進んでいるのですか。それともこれから道路工事と合わせて。

【五十嵐幹事】

はい、道路工事と合わせて整備をしていくと聞いております。

【奥委員】

はい、分かりました。ありがとうございます。

【高見沢議長】

そのほか、どうでしょうか。

では、沼尾委員お願いします。

【沼尾委員】

この矢坪沢の水路整備のところは私もよく分からないところがございまして、恐らくここを回避してこれまで道路がなかったというのは、何か地形上の理由もあるのかと思うのですけれども。例えば、今気候変動が起こっている中で、大雨が降ったりした場合の道路の維持ですとか、水流については、きちんと安全性は確保されているということのかなと思うのですけれども、そのあたりのところを、少し御説明いただけないでしょうか。

【五十嵐幹事】

この矢坪沢と道路の整備については、断面を示して御説明させていただきます。こちら、お手元には行っていなくてスクリーンあるいは画面共有の方で御覧いただくことになるのですけれども。かなり道路と水路の距離が近い計画となっていてございまして、そして、沢がすごく深い谷になってございます。そういうことで、水路整備に当たっては、整備の後に法面が出てきます。また、この谷の高低差がかなり大きいところなので、今御心配されているような、この沢に流れてくる水の流れで、道路の方に水が溢れ出るといことは、基本的には想定されないと考えております。以上です。

【沼尾委員】

ありがとうございました。

【高見沢議長】

はい、よろしいでしょうか。その他はいかがでしょうか。

今の質問の中にありましたけれども、大雨のときにどんなふうになるかとか、情報はお持ちでしょうか。この断面を作ったということは、それなりに水がざっと流れてくる状況は想定されているのかなと思うのですけれども、どのような状況を想定していますか。

【五十嵐幹事】

こちらの沢での過去の災害履歴等については、特に承知していませんが、この水路整備に当たっては、確率降雨強度を30年に設定しまして水路整備をしていく、このように伺っております。

**【高見沢議長】**

ありがとうございます。では、ちょっとついでながら、植生について、写真を見ると、樹木が沢沿いに並んでいるような線形ですけれども、この断面を整備した場合に、あるいは今回の道路を整備した場合に、既存の緑関係というのはどのような方針なのか。残るのか、もう一回作り直すのか。そのあたりがお分かりでしたら、補足説明をお願いいたします。

**【五十嵐幹事】**

沢に沿って緑が連なっているのですが、こちらにつきましては、植種については、現在調査に入っているということで、細かく把握はできておりません。それから、この緑自体は地域の景観を形成しているということもありまして、できる限り既存樹木を保存する、あるいは新たな植生を配置する、その検討を行っていくと聞いております。以上です。

**【高見沢議長】**

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。  
それでは、岩井委員お願いします。

**【岩井委員】**

確認でございますが、(近隣に)小学校、中学校、幼稚園があるのですが、学区そのものは分からないのですが、この道路整備がされることで、子供たちの交通環境が変わらないのか、よくなるのか、悪化するのか。直接的な問題ではないのですが、お聞かせいただければと思います。

**【五十嵐幹事】**

4ページをスクリーンにお示ししているところです。今おっしゃっていただいた小学校、中学校というのは、路線の北側でございます。現在路線の中央を分割するような形で、南北に走っています市道51号を使って通学されている方が多いと聞いております。今回の事業において、通学路に指定するかどうかというのは、今後の検討だと聞いております。以上でございます。

**【高見沢議長】**

ありがとうございました。その他いかがでしょうか。皆さんよろしいでしょうか。御意見も出尽くしたようでございますので、採決に入りたいと思います。  
それでは議第4397号を原案通り可決してよいでしょうか。御異議がある場合は、挙手をお願いいたします。

**【高見沢議長】**

ありがとうございます。異議なしということで、議第4397号は原案通り可決いたしました。

次に、報告事項に移ります。第8回線引き見直しに向けた取組について、事務局から報告してください。

**【五十嵐幹事】**

それでは、「第8回線引き見直しに向けた取組について」、御報告します。  
報告資料は、「第8回線引き見直しにおける基本的基準」となりますが、説明は、右

上に「報告事項説明資料」と記載の資料により進めさせていただきます。なお、会場のスクリーンにも同じものを映しております。

本取組については、継続的に本審議会に御報告させていただいております。昨年12月には、県の基本的な考え方である「基本的基準」を策定し、委員の皆様にもお知らせさせていただきました。今日は、その「第8回線引き見直しにおける基本的基準」の内容と今後の取組について、報告するものです。

資料の1ページを御覧ください。

改めて、「1 線引き制度の概要」から説明します。線引き制度は、概ね10年後の将来人口予測のもと、都市計画区域について、都市計画の目標、区域区分の決定の有無などを示した「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる「都市計画区域マスタープラン」を定めるとともに、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、この方針に基づき、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する「区域区分」を定めるもので、都市計画の根幹をなすものです。

資料の2ページを御覧ください。

次に、「2 基本的基準の構成等」についてです。基本的基準は、都市計画区域マスタープランなどや区域区分の定期的な見直しに当たり、県の基本的な考え方や見直しの基準を示すものであり、社会経済情勢の変化を踏まえるとともに、都市計画審議会委員の皆様や市町の意見を聞いた上で、線引き見直しごとに定めているものです。この基本的基準には、図の左側にお示ししている都市計画の目標や主要な都市計画の決定の方針などを定める「都市計画区域マスタープラン等の基本方針」と図の右側にお示ししている市街化区域への編入基準などを定める「区域区分の基準」を記載しています。

資料の3ページを御覧ください。

次に、「3 基本的基準の策定の経緯」についてです。令和3年6月から令和4年3月にかけて、学識経験者で構成する第8回線引き見直しに向けた検討会を開催し、令和4年3月に検討会から提言をいただきました。その後、7月29日には、本審議会に検討会からの提言の内容を報告するとともに、市町や庁内関係部局との調整を行った上で、令和4年10月に基本的基準素案を作成しました。この素案について、10月14日から11月15日にかけて、県民意見募集を行い、令和4年12月に基本的基準を策定いたしました。

資料の4ページを御覧ください。

次に、「4 基本的基準の概要」についてです。「(1) 目標年次」としましては、令和17年、2035年としています。「(2) 都市計画の目標」としましては、左側に記載しました検討会からいただいた提言にある「① 激甚化・頻発化する災害からのちと暮らしを守る都市づくり」、「② 集約型都市構造の実現に向けた継続的な取組」、「③ 都市計画区域マスタープランについて」の3つの内容を踏まえて、第8回線引き見直しでは、右側に記載しましたアからオの5つの都市計画の目標の下、都市づくりを進めていくこととしました。この5つの都市計画の目標の概要について、御説明します。

資料の5ページを御覧ください。

「ア 集約型都市構造の実現に向けた都市づくり」については、本格化する人口減少社会に備え、集約型都市構造化に向けた取組を進める、その際には、既成市街地の魅力向上と、拠点と周辺地域を結ぶ交通ネットワークの確保を常に意識し、まちづくりを進めるとしております。

資料の6ページを御覧ください。

「イ 災害からのちと暮らしを守る都市づくり」については、災害リスクの評価・分析の下、災害リスクを踏まえたまちづくりを目指し、災害レッドゾーンについては、都市的土地利用を行わないことを基本的な考え方とし、地域の実情も踏まえながら、逆線引きなどにより土地利用の面からも防災・減災に取り組むとしております。

「ウ 地域の個性や魅力を生かした活力ある都市づくり」については、人口減少社会の中でも、地域活力の維持・形成が必要であり、地域の個性や魅力を生かした活力ある都市づくりに向けて、都市計画制度を活用し、柔軟に対応するとしております。

資料の7ページを御覧ください。

「エ 循環型、脱炭素型、自然共生型の都市づくり」については、持続可能で魅力ある都市づくりに向けて、多面的な機能を有する都市内の農地や緑地を適切に整備・保全するとしております。「オ 広域的な視点を踏まえた都市づくり」については、都市計画区域を超える課題や、各都市計画区域で共通する課題については、広域的な都市の将来像を共有しながら対応していくものとするとしており、以上が「都市計画の目標」の概要となります。

資料の8ページを御覧ください。

次に、「(3) 区域区分の基準」についてです。市街化区域に編入できる区域としましては、目標年次における人口や産業の見通しなどに基づき、計画的な市街化が図られる集約型都市構造化に資する区域や、開発整備されていることなどにより、既に市街地を形成している区域などとしており、また、市街化調整区域に編入できる区域としましては、営農が継続されることが確実な農地や、傾斜地山林等の自然的環境が残された区域、将来的に都市的土地利用を行う見通しが無い災害リスクの高い区域などとしております。以上が、基本的基準の概要となります。

資料の9ページを御覧ください。

次に、「5 県民意見募集の結果」についてです。「(1) 概要」としまして、12名の県民の皆様から、36件の御意見をいただきました。意見の区分としましては、「線引き見直し全般」に関する意見が17件あり、以下、資料記載のとおりとなっています。

資料の10ページを御覧ください。

次に、「県民意見募集の結果」の「(2) 主な意見」ですが、まず、「基準に反映した(している)意見」としましては、「自然災害が多発する現状において、様々な災害リスクを的確に想定し、ハード・ソフトの対策を組み合わせながら都市づくりを推進すべき」、「ウィズコロナ時代における県民生活の変化や行動変容に対応したまちづくりが大切である」といったものがありました。

次に「今後の線引き見直しの中で参考にする意見」としましては、「基本的基準の内容については概ね賛成。100年後、全ての県民が笑顔で暮らせる都市計画としてほしい」、「災害レッドゾーンの市街化調整区域への編入については、区域内居住者への丁寧な説明が求められる」といったものがありました。

そして「その他」の意見としましては、「昨今、台風等が大規模化し神奈川県にも大きな被害をもたらしている中、線引き見直しの方針に自然災害への対応を盛り込むのは適切である」といったものがありました。

資料の11ページを御覧ください。

最後に、「6 今後の取組」についてです。令和4年12月に、基本的基準を策定し、令和5年1月に、都市計画の案の作成に着手しました。今後、令和5年度に、目標年次における推計人口を市町へ通知し、令和6年夏頃に、都市計画変更の手続を開始する予定です。その後、令和7年に、線引き見直しの都市計画変更を予定しています。今後の取組状況については、本審議会にも、適宜、報告いたします。

以上で、「第8回線引き見直しに向けた取組について」の報告を終わります。

#### 【高見沢議長】

ありがとうございました。ただいま事務局から報告がございましたが、何か御意見、御質問等がございましたら挙手をお願いいたします。

では、私から一つだけ、最後の「今後の取組」というところですが、「令和5年度目標年次における推計人口を市町へ通知（予定）」となっておりますけれども、この間の報道でも神奈川県が人口が減っていて、去年も減ったと思いますが、コロナ後の神奈川をどうとらえるかによって、微妙に推計の内容も違ってくると思います。これはどのようなデータや前提に基づいて、何年先まで見通すとか、いつぐらいに通知できそうとか、どのような計画でしょうか。

**【五十嵐幹事】**

将来人口推計につきましては、国の国立社会保障・人口問題研究所から、令和2年度の国勢調査の結果を踏まえた将来推計人口が、令和5年の前半に公表される予定と聞いております。この結果を踏まえまして、県の総合計画における将来人口推計を担当しています政策局とも調整を図りながら、この第8回線引き見直しの目標年次における推計人口を算定して参ります。ということで、前提としては、令和2年度に実施した国勢調査を踏まえて行っていくということになります。

**【高見沢議長】**

推計するのも色々な変動があつて大変だなと感じますけれども、よろしく願いいたします。

その他何かございますか。沼尾委員お願いいたします。

**【沼尾委員】**

ありがとうございます。「都市防災に関する都市計画の決定の方針」というところで、火災とか地震、土砂災害、浸水ということで挙げてくださっているのですが、近年盛土の問題が色々ところで改めて点検が必要だということが出ていますけれども、そういったところも含めてこの土砂災害の話というのは検討されているのかということをお聞かせいただけますでしょうか。

**【五十嵐幹事】**

今回基本的基準の中で防災の関係で記載している部分ですけれども、基本的には自然災害の内容、ハザードの内容を確認して、それに対応する都市計画を定めていこうということで、お示ししているところです。ということで、盛土そのものをターゲットにしたということではなく、それぞれの自然災害の現象をとらえて、そういったハザードをとらえて、対応していくという考えでございます。

**【高見沢議長】**

線引きとは関係ないかもしれませんが、どのセクションでこんなふうに行っているから、神奈川県は大丈夫だとか、何か関連してお答えいただいたほうがよいかと思えます。

**【大島幹事】**

幹事の県土整備局長です。盛土につきましては、盛土規制法という法律が昨年できまして、法律ができる前に、国の依頼に基づき県内の盛土の総点検というものを、砂防の部局が中心となって行いました。県内に手続上の不備等、問題がある盛土が50か所ぐらいございまして、現在、その盛土を適正化するための取組をしております。なかなかうまくいかない部分もございしますが、極力早くその50か所は潰していくとい

う取組をしております。盛土規制法に基づく基礎調査を踏まえまして、盛土された場合に流出する恐れがある区域みたいなものをこれから指定していくのですが、そのための基礎調査というのは、来年度ぐらいから始めていく段取りを今行っているところです。都市計画の中ではおそらく、盛土規制法の関係は、それほど大きな問題にならないかなと思っておりますが、ただ、宅地を造成したときの大規模盛土造成地のようなのは、一方で調査を進めておりますので、もし問題がある箇所があれば、それを都市計画の中でも考慮していく必要があるかなと思います。以上です。

**【沼尾委員】**

ありがとうございます。盛土や土砂災害について直接線引きそのものに関係するか、見直しというところにかかるものではなくて大丈夫だということと、あとは一定の対応を既に図ってらっしゃるということが理解できました。どうもありがとうございました。

**【高見沢議長】**

その他、いかがでしょうか。奥委員お願いします。

**【奥委員】**

今の点なのですけれども、ちょっと補足と申しますか、盛土規制法に基づいてこれから全国的にどこの自治体も基礎調査をしていって、その結果を踏まえて規制区域を定めていくという段階に入っています。私は東京都の検討会に入っているのですけれども、東京都でもこれから基礎調査をどう進めていくとか、そういったことを検討している状況でございます。規制区域が定まりましたら、そこで盛土する際に個別に許可申請が出てくるので、申請が出てきた段階で個別の審査をしていくということになるので、土地利用といいますか、都市計画の中に落とし込むという話ではないのですね。許可の方で規制をしていくといいますか、コントロールしていくという話なので、ここに直接的に書き込むような話ではないという整理だというふうに私は理解しております。

それと、もう1点なのですけれども、これも線引きとは直接的には関わらないのですけれども、立地適正化計画を持っている自治体の中で、特に防災の観点から、例えば土砂災害の危険エリアが、いわゆる居住誘導区域の中に入ってしまったところを、部分的にそこから除外するような作業を、例えば小田原市などもやっているのですけれども、そういったときには、居住誘導区域内でありながら、自分の住んでいるところがレッドゾーンとして外されていくというようなことに対しての市民の感情といいますか、市民に対する丁寧な説明を求められる場面もあるかと思えます。そういう意味でこの立地適正化計画と、その中での居住誘導区域と、こういった防災の観点というのを、どういうふうに今回の基本的基準との関連で整理して考えたらいいかなというところについて、今私が頭の中で整理がつかないところなので、投げかけさせていただきました。

**【高見沢議長】**

はい。基本的基準の本文の方にも記載があると思うので、説明をお願いします。

**【五十嵐幹事】**

今回の第8回線引き見直しの基本的基準の中では、まさに奥委員のおっしゃるように、立地適正化計画の中で居住誘導区域に含まないとされている災害レッドゾーン、

土砂災害の特別警戒区域ですとか、そういったところにつきましては、今使っていないところについて、地域の実情などを踏まえながら、新たに都市的土地利用を行わないことを基本的な考え方とする、というメッセージを入れさせていただいております。今回の基本的基準の中でお示ししている考え方に基づきまして、立地適正化計画との整合を取る形で、立地適正化計画、防災指針を作成していただければと考えております。

**【奥委員】**

今のお話は、居住誘導区域の外のレッドゾーンについては、ということですね。

**【五十嵐幹事】**

そうですね。居住誘導区域の外のレッドゾーンについては、ということになります。

**【奥委員】**

居住誘導区域内に入ってしまったところについては、特に言及はないということですね。

**【五十嵐幹事】**

(災害レッドゾーンは既に居住誘導区域から除外されており、) 居住誘導区域内に残る災害リスクにつきましては、これからも使っていくということが明らかな土地であるということ、立地適正化計画の中でお示ししていただくといった場合において、ハード整備など多面的な防災対策を実施して、土地利用を行っていただく、こういった考え方も併せてお示ししております。

**【高見沢議長】**

今のような説明になるのは、立地適正化計画は市町の方で策定するので、かつ防災指針は、最近国の方でも盛り込むということで考え方が変わりましたが、それもこれからのところもございまして、そういうところを進める中で、県としても、全体的には後押ししながら、かつレッドゾーンというようなどころについては線引きと絡めて、今回基準の中で書いた方針でいきますよ、ということではないかと思っております。あと、最近になって流域治水の方も入ってきたので、より広域的な災害リスクという観点からは、まだまだ県の役割も大きいのではないかとと思うのですが、まだそのあたりはこの中にきちんと整理されているわけではなくて、文言では出てきているととらえてよろしいでしょうか。

**【五十嵐幹事】**

そうですね。流域治水等の広域的な課題につきましても、この線引きの中で、できるだけ課題を共有して、都市計画区域マスタープランを策定していきたいと考えております。

**【高見沢議長】**

美しい答えにはなっていないかもしれませんが、奥委員、更にございませぬか。

**【奥委員】**

大丈夫です。ありがとうございます。

**【高見沢議長】**

はい、その他いかがでしょうか。ありがとうございます。

それでは御意見、御質問も含めて出尽くしたようでございますので、「第8回線引き見直しに向けた取組」についての報告を終了いたします。ありがとうございました。

以上をもちまして本日の審議会を閉会いたします。

**<閉会>**